

北海道佐呂間町における竜巻による被害状況等について（第9報）

これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

下線部は第8報（12月8日18時30分現在）からの変更箇所

平成18年12月15日
12時00分現在
内閣府

1. 気象の状況（気象庁情報）

（1）当時の状況

- ・7日13時には発達中の低気圧が宗谷海峡付近にあり、その中心から延びる寒冷前線が、北海道の中央部を東進していた。
- ・このため、寒冷前線付近では大気の状態が不安定となり、7日13時30分頃活発な雷雲が佐呂間町付近を通過し、突風が発生した。
- ・網走西部には、7日6時46分に雷、強風、高潮、波浪注意報を発表していた。

（参考）気象庁では1971年以降の被害のあった竜巻を調査しているが、この付近では報告されていない。

（2）佐呂間町で発生した突風について

- ・気象庁による現地調査の速報によると、佐呂間町で発生した突風は、7日13時20分頃から13時30分頃にかけて、南西から北東に向かって進んだ竜巻によるものと判断される。
- ・被害地域の形状は、長さ1km、幅200mの細長い帯状であった。
- ・佐呂間町では、「住家1軒が原形をとどめず倒壊した」、「非住家（工事事務所）が飛散し瓦礫状態となった」、「他の自動車の上に乗り上げた自動車があり、持ち上げられた可能性がある」などの複数の被害状況を確認したことから、竜巻の強度は藤田スケールでF3と推定した。

（参考：藤田スケール）

被害の状況から見積もる竜巻の強さ（風速）の指標の一つ。竜巻研究の第一人者、シカゴ大学藤田哲也教授が提唱したもの。

スケール0から5まであり、スケール3は風速70～92m/s（約5秒間の平均）である。

2. 人的・住家被害の状況（消防庁調べ：12月14日 18:00現在）

都道府県名	人的被害（人）				住家被害（棟）		
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損
			重傷	軽傷			
北海道	9	0	6	25	7	7	25
計	9	0	6	25	7	7	25

3. 避難の状況（消防庁調べ：11月10日 9:00現在）

○自主避難

都道府県名	人数	備考
北海道	0	帰宅等により

4 . その他被害の状況

(1) ライフライン

- 電力の供給停止戸数(経済産業省調べ:11月14日 17:00現在)
 - ・現在の供給停止戸数 0戸(11月7日 20:56 全復旧)
 - ・北海道佐呂間町、留辺蘂町において最大時 631 戸が供給停止(11月7日 13:25 現在)
- 通信関係の状況(総務省調べ:11月14日 16:00現在)
 - ・NTT 東日本の加入者系ケーブルに多少の被害があったが、11月7日 23時14分までにすべて復旧済み
- 放送関係の状況(総務省調べ:11月14日 16:00現在)
 - ・北海道北見管内のテレビ放送用中継局(1 か所・民放4局)が停電の影響により停波したが、11月7日 19時30分にすべて復旧済み

(2) 道路(国土交通省調べ:11月9日 11:00現在)

- 現在、竜巻による通行止めの路線・区間なし
- (参考)
- ・直轄国道
 - 国道333号の1区間において障害物散乱により全面通行止となったが、11月8日6:00に解除
- ・北海道管理道路
 - 留辺蘂浜佐呂間線の2区間において障害物散乱により全面通行止となったが、それぞれ11月7日17:30、8日0:00に解除

5 . 政府の主な対応

(1) 関係省庁連絡会議の開催

- ・北海道における突風災害に関する災害対策関係省庁連絡会議を開催(11月7日18:30)、被害状況や各省庁の対応状況についての情報を共有し、今後の対応を確認

(2) 政府調査団の派遣

- ・溝手防災担当大臣を団長とする政府調査団を北海道へ派遣(11月7日～8日)

(3) 「北海道佐呂間町における竜巻災害に係る復旧相談室」の設置

- ・北海道佐呂間町における竜巻災害の復旧に関する関係省庁連絡会議を開催(11月9日17:30)、関係行政機関が一体となって速やかな復旧及び復興を支援するため、「北海道佐呂間町における竜巻災害に係る復旧相談室」の設置を申し合わせ

(4) 災害救助法の適用

- ・北海道は佐呂間町に災害救助法を適用し、避難所の設置等を実施(適用日:11月7日)

(5) 被災者生活再建支援法の適用

- ・北海道は佐呂間町に被災者生活再建支援法に基づく支援金支給制度を適用(適用日:11月7日)

(6) 自衛隊の災害派遣 (防衛庁調べ : 11月11日 18:00現在)

○北海道

- ・ 11 月 7 日 北海道知事から物資 (毛布) の貸付に関する災害派遣要請
人員 2 名、車両 1 両により佐呂間町コミュニティーセンターに毛布 400 枚
を搬送 (20:10 活動終了)
- ・ 11 月 8 日 北海道知事から倒壊家屋等の撤去に関する追加要請
佐呂間町において人員約 100 名により活動を実施
- ・ 11 月 9 日 佐呂間町において人員約 100 名、車両約 20 台により引き続き活動を実施
- ・ 11 月 10 日 佐呂間町において人員約 110 名、車両約 20 台により引き続き活動を実施
- ・ 11 月 11 日 佐呂間町において人員約 20 名、車両 5 台により引き続き活動を実施
北海道知事から撤収要請

(7) 各府省庁の対応

内閣官房の対応

- ・情報連絡室設置 (11 月 7 日 14:30)

内閣府の対応

- ・内閣府情報対策室設置 (11 月 7 日 14:30)

警察庁の対応

- ・災害警備連絡室設置 (11 月 7 日 14:00)

防衛庁の対応

- ・防衛庁災害対策連絡室設置 (11 月 7 日 14:30)

消防庁の対応

- ・災害対策室設置 (11 月 7 日 14:30)

金融庁の対応

- ・北見銀行協会等に対し、日本銀行との連名により「佐呂間町における竜巻被害に対する金融上の措置について」を発出し、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請 (11 月 8 日 18:05)

総務省の対応

- ・災害救助法適用市町村において、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施 (11 月 7 日 ~)
- ・NTT ドコモ北海道の佐呂間町の携帯電話用基地局 1 局のチャンネル増を許可 (11 月 8 日)

財務省の対応

- ・未利用国有地 (仮設住宅敷地等を想定) 及び宿舎について、北海道財務局において、無償で使用可能な財産をリストアップし、佐呂間町に対して情報提供した (11 月 9 日)

文部科学省の対応

- ・災害情報連絡室設置(11月7日 15:30)
- ・北海道教育委員会に対し、地元の気象台が発表する警報や注意報、気象情報に留意しつつ教職員、児童及び利用者並びに施設の安全確保に万全を期するとともに、被害が発生した場合には、被害状況の報告を行うよう要請(11月7日 15:50)
- ・東京工芸大学などの研究者が実施する「北海道佐呂間町で発生した竜巻による甚大な災害に関する調査研究」に科学研究費補助金(特別研究促進費)を交付することを発表(11月22日)

厚生労働省の対応

- ・北海道佐呂間町竜巻災害に関する連絡調整会議を実施(11月10日 17:45)

農林水産省の対応

- ・北海道における突風災害に関する省内連絡会議開催(11月7日 17:45)

経済産業省の対応

- ・経済産業省防災連絡会議設置(11月7日 16:40)
- ・北海道電力(株)からの申請を受け、即日、電力の料金特別措置を認可(適用日:11月7日)
- ・北海道での災害救助法適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じている(11月9日)

国土交通省の対応

- ・佐呂間町突風災害対策本部設置(11月7日 14:30)
- ・照明車8台、対策本部車1台、衛星通信車1台を佐呂間町に派遣(11月7日～9日)
- ・渡辺国土交通副大臣が現地視察(11月7日～8日)
- ・冬柴国土交通大臣が現地視察(11月8日)
- ・藤野国土交通政務官が現地視察(11月9日～10日)
- ・住宅金融公庫において、災害復興住宅融資を募集開始(11月10日)
- ・佐呂間町突風災害対策本部を佐呂間町竜巻災害復旧支援省内連絡調整会議に改組(11月17日 14:00)

国土地理院の対応

- ・北海道における突風災害に関する災害対策会議設置(11月7日 14:30)

気象庁の対応

- ・気象庁本庁注意体制(11月7日 17:30)
- ・気象庁突風機動調査班を佐呂間町に派遣して現地調査を実施(11月7日～9日)

6. その他の機関の対応

(1) 通信・放送関係(総務省調べ:11月14日 16:00現在)

- ・NTT 東日本は佐呂間町の避難所に特設公衆電話3回線を設置(11月7日～)
- ・NTT ドコモは佐呂間町役場に携帯電話用充電器を貸出し(11月8日～)

- ・WOWOW においては北海道常呂郡佐呂間町の加入者、代理店に対して、被災に関する問い合わせ専用フリーダイヤルを設置(11月10日～12月31日)
- ・スカパーフェクト・コミュニケーションズにおいては、北海道佐呂間町の竜巻により災害救助法が適用された被災地域(北海道常呂郡佐呂間町)の加入者等からの問い合わせ専用のフリーダイヤルを設置し、12月請求分の視聴料金等を免除する等の措置を講ずることとした(11月13日～)
- ・モバイル放送においては、災害救助法の適用を受けた被災地域の加入者に対し、12月請求分の視聴料金等の免除を決定(11月13日)

(2) 郵政事業関係(総務省調べ:11月14日 16:00現在)

- ・被災者の救援等を行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除及び郵便振替による災害義援金の無料送金サービスを実施(11月10日～12月8日)
- ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付(常呂郡佐呂間町)(11月10日～12月8日)
- ・通帳、証書、印章等をなくされた被災者の郵便貯金等の非常取扱い(11月9日～12月8日)
- ・簡易保険の保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い(取扱期間:取扱郵便局に掲出)

(3) 義援金関係(厚生労働省調べ:11月10日 16:00現在)

- ・日本赤十字社北海道支部及び北海道共同募金会が、「平成18年佐呂間町竜巻災害義援金」(11月10日～12月8日)の募集を開始(11月10日)